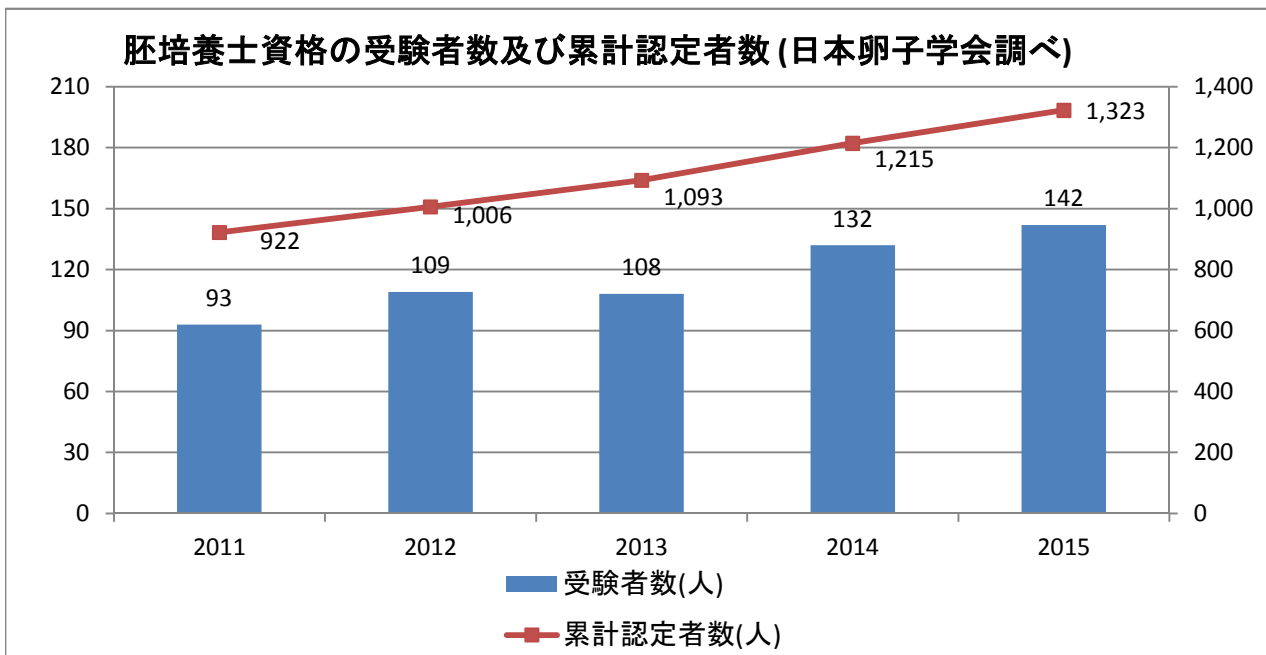
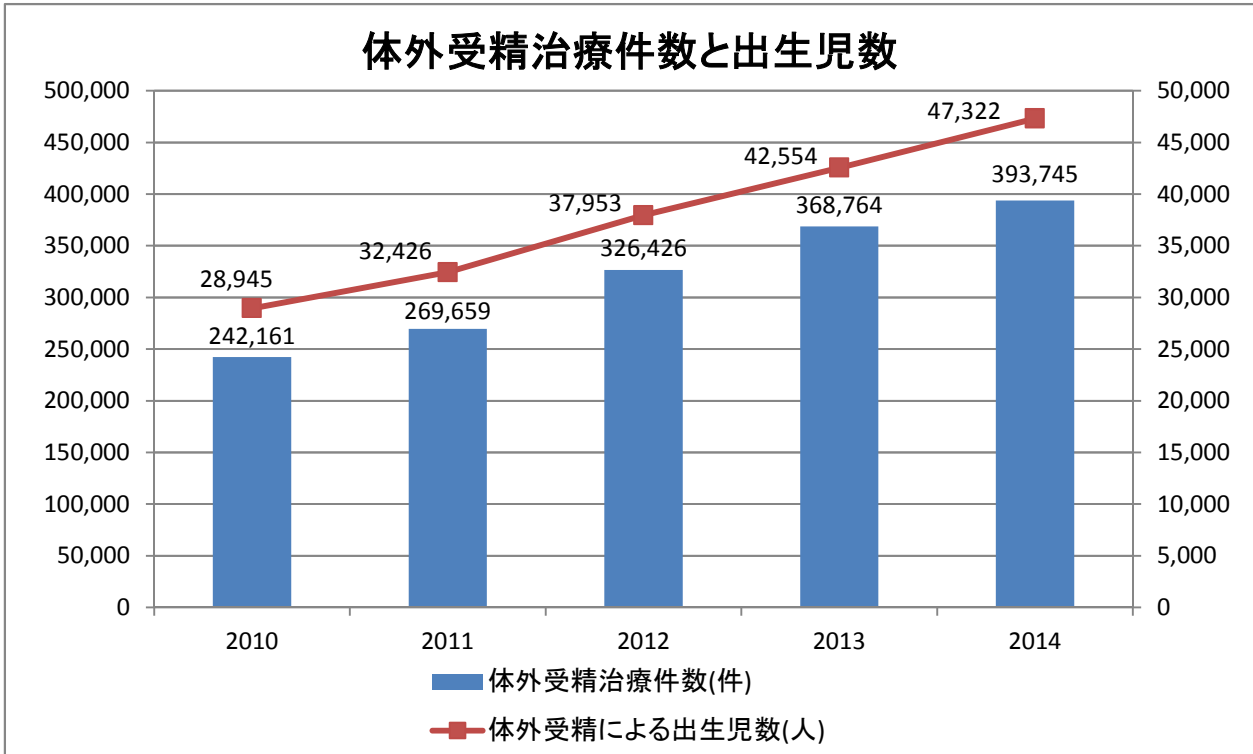
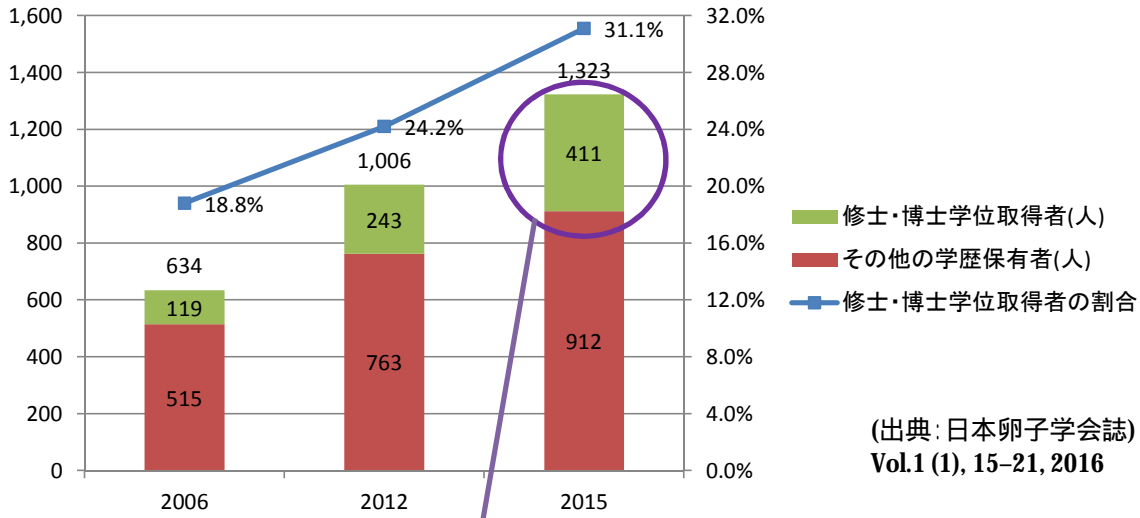


○就職実績一覧

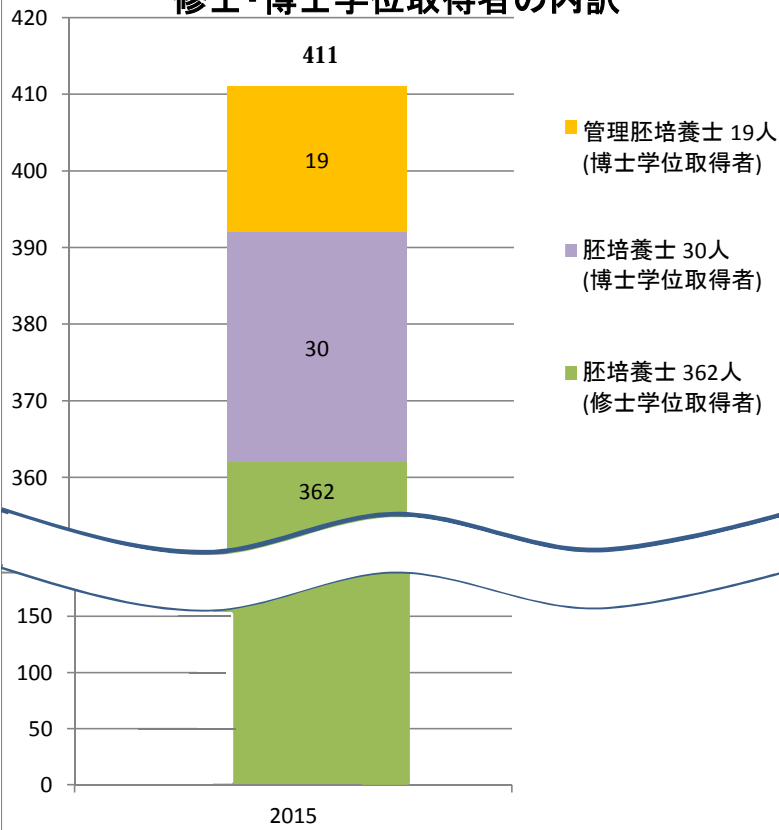
卒業年度	専攻名	分野	分野	入学時の身分	就職先
H 2 4	環境社会創生工学専攻	178. 環境創生工学分野 (鈴木)	発酵・食品	進学	山梨県果樹試験場
H 2 4	環境社会創生工学専攻	178. 環境創生工学分野 (奥田)	発酵・食品	進学	山梨県立都留高等学校
H 2 5	環境社会創生工学専攻	178. 環境創生工学分野 (鈴木)	発酵・食品	社会人	メルシャン株式会社
H 2 6	環境社会創生工学専攻	178. 環境創生工学分野 (鈴木)	発酵・食品	進学	シャトーカミヤ
H 2 8	環境社会創生工学専攻	178. 環境創生工学分野 (鈴木)	発酵・食品	社会人	メルシャン株式会社
H 2 6	環境社会創生工学専攻	178. 環境創生工学分野 (望月)	食品・栄養	社会人	山梨学院大学 准教授
H 2 4	人間環境医工学専攻	003. 生命工学分野 (早川)	応用微生物	社会人	独立行政法人製品評価技術基盤機構
H 2 4	環境社会創生工学専攻	177. 環境社会システム工学分野 (金子)	応用微生物	留学生	マレーシアパハン大学 講師
H 2 6	人間環境医工学専攻	003. 生命工学分野 (宇井)	応用微生物	進学	本学助教
H 2 6	環境社会創生工学専攻	177. 環境社会システム工学 (金子)	応用微生物	留学生	江蘇大学 研究員
H 2 7	環境社会創生工学専攻	179. 環境社会評価分野 (風間)	応用微生物	進学	本学研究員



胚培養士資格保有者における修士・博士学位取得状況

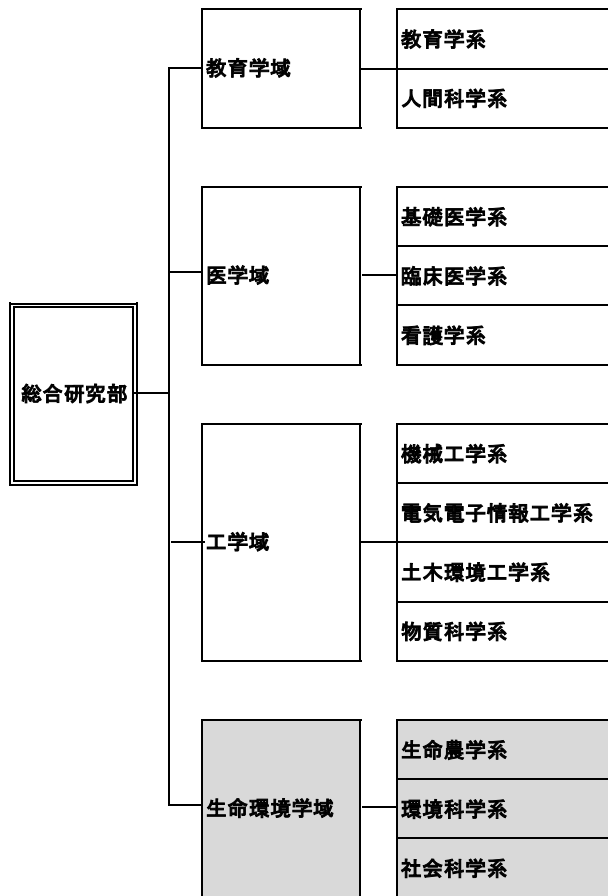


胚培養士資格保有者における 修士・博士学位取得者の内訳

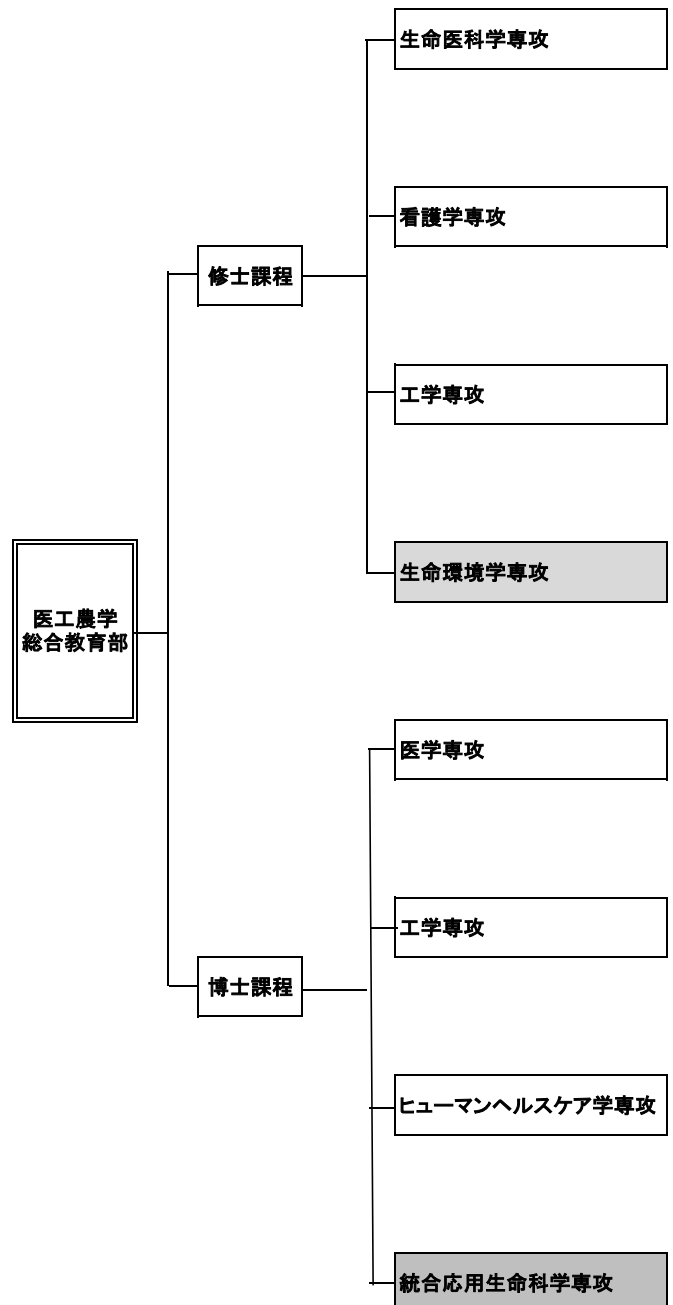


教育研究組織図

【教員組織】



【大学院組織】



○ 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻委員会規程

制定 平成 年 月 日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学大学院医工農学総合教育部運営細則第4条第2項の規定に基づき、博士課程統合応用生命科学専攻委員会（以下「専攻委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 専攻委員会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 博士課程統合応用生命科学専攻長（以下「専攻長」という。）
- (2) 博士課程統合応用生命科学専攻（以下「本専攻」という。）の授業又は研究指導を担当する専任の教授
- (3) その他、専攻委員会が必要と認めた者

(審議事項)

第3条 専攻委員会は、山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会細則（以下「教授会細則」という。）第3条に定める事項を審議し、また、学長等の求めに応じ、意見を述べるものとする。

- 2 専攻長は、特に重要と認める事項を審議し、また、学長等の求めに応じ、意見を述べる場合、本専攻の授業又は研究指導を担当する専任の准教授、講師及び助教を参加させることができる。

(議長)

第4条 専攻委員会に議長を置き、専攻長をもって充てる。

- 2 議長は、委員会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(会議の成立)

第5条 専攻委員会は、構成員（第3条第2項の審議等の場合は、准教授等を含むものとする。以下本規程において同じ。）の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第6条 専攻委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず教授会細則第3条第1項第2号の事項は、出席した構成員の3分の2以上をもって決する。

(列席者)

第7条 議長は、必要に応じて、専攻委員会に構成員以外の者を列席させて意見を聴くことができる。

(コース主任会議)

第8条 専攻委員会の運営を円滑に行うため、本専攻にコース主任会議を置く。

- 2 専攻委員会は、審議事項をコース主任会議に付託し、コース主任会議の議決をもって専

攻委員会の議決とすることができる。

3 コース主任会議に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会等)

第9条 専攻委員会は、必要に応じ、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 専攻委員会の庶務は、医学域学務課及び生命環境学域支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専攻委員会の運営に関し必要な事項は、専攻委員会の議を経て、専攻長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

教育情報の公表

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）の施行に伴い、山梨大学の教育に関する情報について公表いたします。

1 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・ 教育学部
- ・ 医学部
- ・ 工学部
- ・ 生命環境学部
- ・ 大学院教育学研究科
- ・ 大学院医学工学総合教育部（修士課程）
- ・ 大学院医学工学総合教育部（博士課程）
- ・ 特別支援教育特別専攻科

2 教育研究上の基本組織に関すること

- ・ 学部、学科、課程等の名称

3 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・ 教員組織
- ・ 職員数
- ・ 教員の保有学位、職務上の実績

4 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了し

た者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- ・ 入学者に関する受入方針
- ・ 入学志願者・入学者数
- ・ 収容定員
- ・ 学生の定員及び現員数
- ・ 卒業者・修了者数
- ・ 卒業・修了後の進路

5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・ 授業科目（電子シラバス）
- ・ 授業の方法及び内容並びに年間の授業計画の概要（電子シラバス）

6 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・ 卒業・修了年限及び卒業・修了にあたっての必要な修得単位数
- ・ 取得可能な学位
- ・ 取得可能な資格関係

7 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・ 所在地
- ・ 交通案内
- ・ キャンパスマップ
- ・ 大学施設
- ・ 課外活動の状況（サークル一覧）

8 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・ 授業料、入学料
- ・ 入学料免除、授業料免除
- ・ 施設利用

9 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・ 学内の学生支援組織
- ・ 奨学金の概要